明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（経済産業一〇）　一
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務五六）　四〇
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同五七）　四一
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同五八）　四三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同五九）　四四
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同六〇）　四五
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同六一）　四五
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに北海道西部系群B海域、ずわいがにオホーツク海南部）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産四〇八）　四六
○水質汚濁に係る環境基準について付表6のシマジン及びチオベンカルブの測定方法を改正する件（環境六）　四六
〔官庁報告〕
官庁事項　四九
令和五年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画（農林水産省）　四九
登録船舶職員養成事務の休廃止に関する公示（国土交通省）　五〇
〔公　告〕
諸事項　五二
裁判所
破産、免責、再生関係　五二
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　六六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　六七
会社その他
会社決算公告　七二

省令

○経済産業省令第十号

特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年三月十三日

経済産業大臣　西村　康稔

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（提出書面の省略）	（提出書面の省略）
第十条　同時に二以上の手続（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む。）をする場合において、特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若し	**第十条**　同時に二以上の手続（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む。）をする場合において、特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三又はこの省令第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項本文（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項本文、第三十八条の二第四項本文、第三十八条の六の二第五項本文、第三十八条の十四第四項本文（同条第六項において準用する場合を含